

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	4,037,409	固定負債	1,453,767
有形固定資産	3,871,192	地方債	1,448,022
事業用資産	3,235,212	長期未払金	-
土地	895,138	退職手当引当金	-
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	3,124,698	その他	5,745
建物減価償却累計額	△ 2,338,034	流動負債	219,802
工作物	13,714,014	1年内償還予定地方債	201,475
工作物減価償却累計額	△ 12,160,604	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	15,353
航空機	-	預り金	-
航空機減価償却累計額	-	その他	2,975
その他	-	負債合計	1,673,569
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	6,077,066
インフラ資産	624,017	余剰分（不足分）	△ 1,602,368
土地	624,017		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	-		
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	37,007		
物品減価償却累計額	△ 25,045		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	166,217		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	166,217		
減債基金	-		
その他	166,217		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	2,110,859		
現金預金	71,202		
未収金	-		
短期貸付金	-		
基金	2,039,657		
財政調整基金	2,039,657		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	6,148,267	純資産合計	4,474,698
		負債及び純資産合計	6,148,267

行政コスト計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	1,971,463
業務費用	1,943,364
人件費	195,851
職員給与費	170,530
賞与等引当金繰入額	15,353
退職手当引当金繰入額	-
その他	9,968
物件費等	1,737,402
物件費	911,449
維持補修費	190,634
減価償却費	635,320
その他	-
その他の業務費用	10,110
支払利息	7,648
徴収不能引当金繰入額	-
その他	2,462
移転費用	28,099
補助金等	22,693
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	5,407
経常収益	372,423
使用料及び手数料	249,772
その他	122,651
純経常行政コスト	1,599,040
臨時損失	2,663
災害復旧事業費	-
資産除売却損	2,663
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	1,601,703

純資産変動計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	4,759,337	6,564,963	△ 1,805,627
純行政コスト (△)	△ 1,601,703		△ 1,601,703
財源	1,317,065		1,317,065
税収等	1,317,065		1,317,065
国県等補助金	-		-
本年度差額	△ 284,638		△ 284,638
固定資産等の変動 (内部変動)		△ 487,897	487,897
有形固定資産等の増加		96,923	△ 96,923
有形固定資産等の減少		△ 637,983	637,983
貸付金・基金等の増加		58,775	△ 58,775
貸付金・基金等の減少		△ 5,612	5,612
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-	-	
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	△ 284,638	△ 487,897	203,259
本年度末純資産残高	4,474,698	6,077,066	△ 1,602,368

資金収支計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,337,176
業務費用支出	1,309,076
人件費支出	196,884
物件費等支出	1,102,082
支払利息支出	7,648
その他の支出	2,462
移転費用支出	28,099
補助金等支出	22,693
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	5,407
業務収入	1,681,080
税込等収入	1,317,065
国県等補助金収入	-
使用料及び手数料収入	249,772
その他の収入	114,243
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	343,904
【投資活動収支】	
投資活動支出	139,429
公共施設等整備費支出	89,063
基金積立金支出	50,367
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	5,612
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	5,612
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	-
投資活動収支	△ 133,817
【財務活動収支】	
財務活動支出	210,035
地方債償還支出	206,862
その他の支出	3,172
財務活動収入	-
地方債発行収入	-
その他の収入	-
財務活動収支	△ 210,035
本年度資金収支額	52
前年度末資金残高	71,149
本年度末資金残高	71,202
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	-
本年度末歳計外現金残高	-
本年度末現金預金残高	71,202

注記

1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法
 - ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- (2) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 14年～50年
工作物 10年～50年
物品 2年～15年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
 - ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法
- (3) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
 - ② 退職手当引当金
退職手当債務から山梨県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、山梨県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち中巨摩地区広域事務組合へ按分される額を控除した額を計上しています。
 - ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (4) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (5) 資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（中巨摩地区広域事務組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
 - ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

- (1) 対象範囲
一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
ごみ処理事業特別会計
地区公園事業特別会計
老人福祉事業特別会計
勤労青年センター事業特別会計
し尿処理事業特別会計
- (2) 出納整理期間について
地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (3) 表示金額単位
千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。